

食安検発第 0526001 号
平成 18 年 5 月 26 日

各検疫所長 殿

食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

平成 18 年度輸入食品等モニタリング計画の実施について（一部改正）

標記については、平成 18 年 3 月 31 日付け食安輸発第 0331006 号により平成 18 年度輸入食品等モニタリング計画（以下「モニタリング計画」という。）が示されたところであり、その実施にあたり併せて平成 18 年 4 月 17 日付け食安検発第 0417002 号（以下「管理室長通知」という。）を通知したところですが、平成 18 年 5 月 25 日付け食安輸発第 0525001 号によりモニタリング計画の一部改正が行われたこと、管理室長通知のうち各検疫所毎の品目別検査検体数の割り振り等については別途指示することとしたことなどから、管理室長通知の「記」を下記のとおり改正することとしましたのでご了知の上、対応方よろしくお願いします。

記

平成 18 年 4 月 17 日付け食安検発第 0417002 号の「記」を以下のとおり改め、その全文を示す。なお、改正部分を下線で示す。

1 共通事項

(1) 検体の採取

ア. 検体を採取する各検疫所の検査実施件数については、別表1－1のとおりとする。また、品目別検体採取計画数については、別表1－2のとおりとし、品目別の各検疫所毎の検体数割り振りについては、別途指示することとする。

なお、別表1－1に示す検査強化分については、暫定的に検体数の割り振りを行ったものであるので、検査実施数等について別途通知等により指示された場合には、その指示に従うこと。

イ. 各食品監視担当課において、従前輸入届出実績のない食品等の輸入届出がなされた際には、別表1－1及び上記1（1）ア. で別途指示するとしている品目別の各検疫所毎の検体数割り振りにかかわらず、積極的に採取すること。

(2) 検体の送付及び検査

ア. 各検疫所で採取した検体は、平成18年4月1日から同年5月28日の間の試験担当課への到着分については、平成18年3月31日時点の送付場所及び検査項目にて検査を行うこととし、同年5月29日以降の試験担当課への到着分については、別表2に示す試験担当課に送付し、検査を実施すること。

なお、平成18年5月29日以降の農産食品の残留農薬検査に係る検体については、海港はひと月ごとに、空港は半月ごとに送付先を変更することとしているので、留意すること。

イ. 別表2に示す試験担当課以外に検体を送付する場合には、食品監視担当課と試験担当課の間において事前に協議をした上で行うこと。

2 畜水産食品及び農産食品の残留農薬等の検査

モニタリング計画のうち、畜水産食品の残留有害物質等に係る検査及び農産食品の残留農薬に係る検査について、平成18年5月29日以降の試験担当課到着分の検体に係る検査については、その検査項目及びF A I N S 包括コード等について別途指示することとする。

3 添加物及び器具等の検査

モニタリング計画のうち、添加物の成分規格に係る検査、並びに合成樹脂製の器具、容器包装及びおもちゃの規格に係る検査については、別途指示することとする。

4 その他

(1) 食品衛生法に違反する結果が判明した際には、速やかな行政対応を行う必要があることから、その違反処理を適正かつ迅速に行うこと。

また、健康被害の発生が予想される病原微生物や貝毒等に係る試験検査において検出等が見られた場合には、休日等であっても直ちに当室輸入監視係まで連絡すること。

(2) 食品等の輸入動向は各年において変化することが考えられることから、輸入実態に基づく各検疫所の割当検査件数の調整の必要が生じた場合は、速やかに当室輸入監視係まで連絡すること。

(3) その他、モニタリング検査について疑義等が生じた場合には、当室輸入監視係まで連絡されたい。